

総務常任委員会

1 開 議 平成29年6月19日(月) 午前10時00分

2 場 所 議会棟第1会議室

3 付議事件及び順序

日程第1 議案第50号 大田原市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について

日程第2 議案第51号 大田原市特別職の職員等で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第3 議案第52号 大田原市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

日程第4 陳情第4号 テロ等準備罪を新設する組織犯罪処罰法の改正に関する陳情書

日程第5 陳情第5号 市民5分間演説において関係する者へ質問の許可を求める陳情書

日程第6 陳情第6号 第一回議会報告会報告書に関する陳情書

総務常任委員会名簿

委員長	君	島	孝	明	出席
副委員長	高	木	雄	大	出席
委員	滝	田	一	郎	出席
	深	澤	賢	市	出席
	前	野	良	三	出席
	引	地	達	雄	出席
	小	野	寺	尚	出席

当 局	総 合 政 策 部 長	佐 藤 英 夫	出席
	総 務 課 長	櫻 岡 賢 治	出席
	財 務 部 長	後 藤 厚 志	出席
	税 務 課 長	小 林 敏 泰	出席

事務局	藤 田 昌 子	出席
-----	---------	----

○委員長（君島孝明君） おはようございます。開会前ではありますが傍聴の申し出がありますがこれを許可してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（君島孝明君） それでは許可いたします。

◎開 会

午前10時00分 開会

○委員長（君島孝明君） ただいまの出席委員は7名であり、定足数に達しております。これより総務常任委員会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、タブレット資料のとおりであります。

当局の出席者は、佐藤総合政策部長、櫻岡総務課長、後藤財務部長と小林財政課長です。

◎議案第50号 大田原市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（君島孝明君） それでは、日程に従い議事に入ります。

日程第1、議案第50号 大田原市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきまして、本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。

総合政策部長。

○総合政策部長（佐藤英夫君） 議案第50号 大田原市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定につきましては、市長部局に新たに2つの附属機関を設置することに伴い、関係部分を改正するものです。

詳細につきましては、総務課長よりご説明を申し上げますので、よろしく申し上げます。

○委員長（君島孝明君） 総務課長。

○総務課長（櫻岡賢治君） タブレットの306ページ、議案第50号 大田原市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

タブレット308ページ、議案書補助資料をごらんください。大田原市附属機関設置条例の一部改正につきましては、市長の附属機関として新たに大田原市地域自立支援協議会及び大田原市障害者差別解消支援地域協議会を設置することに伴い、条例の一部を改正するものであります。

それでは、新旧対照表で説明させていただきます。タブレット309ページをごらんください。別表第2条関係、市長の部、大田原市障害者福祉計画策定委員会の項の次に、附属機関として「大田原市地域自立支援協議会」を加え、その担任する事務を「障害者相談支援事業及び障害者福祉に関する事務」といたします。具体的には、相談支援事業者の運営評価、困難事例の対応のあり方等に関する協議、調査、調整、地域の関係機関によるネットワークの構築に向けた協議等を業務としてご紹介します。

委員につきましては、相談支援事業者、障害者福祉サービス事業者、障害者の当事者、教育関係者、市職員など20人以内をもって組織をします。市長が委嘱または任命をいたします。任期につきましては3年、

再任用可といたしております。それぞれの団体、教育関係機関等に対しまして推薦を依頼しまして選任することとしております。また、市職員としましては、健康政策課長及び子ども幸福課長を充てる予定でございます。

次に、「大田原市障害者差別解消支援地域協議会」を加え、その担任する事務を障害差別解消に関する事務といたします。本協議会は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の施行に伴いまして、本市における障害者差別に起因する紛争の防止及び解決など、障害者差別解消に向けた取り組みを行います。

委員につきましては、先ほどの大田原市地域自立支援協議会委員、警察関係者及び消防の関係者を加え25人以内をもって組織し、市長が委嘱または任命いたします。任期につきましては同様に3年、再任可とします。

307ページへ戻っていただきまして、附則といたしまして、この条例は、平成29年7月1日から施行する旨、規定いたします。

以上で議案第50号の説明を終わります。よろしく願いいたします。

○委員長（君島孝明君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

滝田委員。

○委員（滝田一郎君） ただいまの協議会関係ですが、メンバーの数とか任期あるいは市の担当課長とかの参加メンバーが報告されましたが、それぞれの会議の年間の開催の予定回数、そういったものと、そのときの議題的なものというのですか、そういったものが詳細わかればお願いしたいと思います。

○委員長（君島孝明君） 総務課長。

○総務課長（櫻岡賢治君） まず最初に、自立支援協議会、こちらにつきましては、会議の年間予定回数を2回程度としております。それから、差別解消支援地域協議会につきましては、今年度については1回というふうに予定をしておりますけれども、場合によっては、メンバーがほぼ同じメンバーということもございますので、回数については、その議題によっては、今後同じように2回になっていくのかなというふうには考えているところです。

議題につきましては、先ほども申しましたけれども、内容的には、まず自立支援協議会、そちらにつきましては、相談支援事業というものをやっていますので、そういった事業の運営評価、あるいは困難事例の協議とか調整、あるいは障害者に対する関係機関のネットワークの構築、そういったところ、それから障害者の福祉計画を策定はしますけれども、そういったことの運営評価、そういったものを議題として挙げていくということを考えております。

差別解消のほうにつきましては、先ほども申しましたように、これから会議をしていくわけですが、障害者の差別に起因するのは紛争の防止、あるいは解決、差別に関する相談事例というようなもの、あるいは差別に対する相談体制の整備、それプラス差別を解消とした研修あるいは啓発活動、そういったものが議題になってくるというふうに考えております。

以上です。

○委員長（君島孝明君） 滝田委員。

○委員（滝田一郎君） メンバーなのですが、先ほど市の関係とか警察というお言葉を聞きましたが、それ

以外で主なメンバーの構成委員、わかればお願いしたいと思います。それと関連で、とりあえずそのところでお願ひします。

○委員長（君島孝明君） 総務課長。

○総務課長（櫻岡賢治君） メンバーですけれども、先ほど言いましたように、自立支援協議会については20名以内ということになっております。メンバーですが、障害者当事者の方々、それから障害者関係の施設、それから相談支援事業者、医師会、それから地域のボランティア連絡協議会、民生委員、それから教育関係者としては、小中学校長会あるいは県立那須特別支援学校、あと職業関係で公共職業安定所、関係機関としまして県北健康福祉センター、社会福祉協議会、国際医療福祉大学、そして市の先ほど言いました担当というふうなことでございます。

以上です。

○委員長（君島孝明君） 滝田委員。

○委員（滝田一郎君） この組織の立つ位置というか上位組織というか、その組織があつて、その下のどういったような組織との関連、あるいは上位組織というか、そういった関連というものがもしありましたら、あるいは単独だけでやるのかをお聞きしたいと思います。

○委員長（君島孝明君） 総務課長。

○総務課長（櫻岡賢治君） この自立支援協議会は、もともと障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定に基づいて障害者相談支援事業を行うということで、そういったことの事業に対する評価といいますか、そういったことを担当しているということになります。それで、この自立支援協議会の中にも各部会というものを設けて、それぞれの部会で、部会は、障害者当事者の部会、あるいは事業所の部会、あるいは人材を育成する部会、あるいは相談支援をする部会といった部会を設けておいて、その部会ごとにそれぞれ会議を開いて、その会議をもってまたこの自立支援協議会を開いていくということとして、それぞれやっている事業の調整、あるいは評価、あるいはそういった中から新しい施策につく提言、そういったものも出されているというのが現状として、また啓発活動ということもございまして、昨年度実績につきましては、障害者の差別解消法が施行されたということもあつて、それに対する事業なんかも提案の中でやっているというのもございます。協議会自体は、その法律規定に基づく相談支援事業に基づく事業を行っているというのが現状でございます。

以上です。

○委員長（君島孝明君） 滝田委員。

○委員（滝田一郎君） 済みません、何回も。この両組織、今の説明聞いていると1つの組織でもいいようにも思われるのですが、執行部の内部で協議したときには、そういう意見とかがあつたのでしょうか。最終的な意見はあつたとしても、やはり2つのほうがいいという判断に立つたのだと思いますけれども、その辺1つでも可能である、可能ではないから提案したのだと思いますけれども、ちょっとその辺のところをお答えいただければ。

○委員長（君島孝明君） 総務課長。

○総務課長（櫻岡賢治君） 要は、自立支援協議会と差別解消支援協議会の2つをつくる理由ということですか。ほかの自治体、近隣の自治体では、自立支援協議会の中に障害者差別解消に関することというのを

設けていてやっているところもあります。ただ、本市におきましては、この自立支援協議会の中で障害者当事者からの要望で、こういった地域支援協議会をつくってほしいという要望に基づいてつくられたというこの経緯がございます。

以上です。

○委員長（君島孝明君） 小野寺委員。

○委員（小野寺尚武君） 今滝田委員の最後の質問と関連するのですけれども、大田原市ではそれぞれこの協議会の位置づけというのは、どこら辺に置いているのか、まずそれから。

○委員長（君島孝明君） 総務課長。

○総務課長（櫻岡賢治君） 位置づけと申しますと、その障害者施策をやっていく上で障害者の当事者、あるいはその施設を行う事業者、そういったところから直接意見をもらうわけですから、そういった意見を取り組んでいって、本市の障害者施策の実施に向けて考えていくというような機関というふうな形で捉えていると考えているところです。

以上です。

○委員長（君島孝明君） 小野寺委員。

○委員（小野寺尚武君） それと、この協議会、「地域」という名称というのですか、「地域自立支援」というのが入っているのですけれども、地域というのは、これはあれですか、大田原市も地域というと、全体を指すというのか、それとも例えば大田原、黒羽地区というふうに分けることがなくてもこの地域という名前を使ってやらなくてはならないのか、そこらのところ。

○委員長（君島孝明君） 総務課長。

○総務課長（櫻岡賢治君） 地域というのは、大田原市全域というふうに考えております。

以上です。

○委員長（君島孝明君） 小野寺委員。

○委員（小野寺尚武君） 自立支援協議会、それぞれ機能があろうかと思うのですけれども、それらについて説明できる範囲で。

○委員長（君島孝明君） 総務課長。

○総務課長（櫻岡賢治君） 機能といいますか、要はその所掌事務といいますか、そういったところでよろしいのでしょうか。

○委員（小野寺尚武君） はい。

○総務課長（櫻岡賢治君） 先ほども申しあげましたけれども、自立支援協議会としましては、相談支援事業者の運営評価、あるいは障害者の困難な事例、そういったことのあり方に関して関係機関が集まっていますので、協議をしたり調整をする。あるいはネットワークといいますか、やはり同じ問題を共有するというようなことでの協議、あるいは障害者福祉計画、あるいは計画を策定しますけれども、そういったものの実際計画はつくったけれども、その結果ちゃんと実行されているかどうかと。そういったものの評価、そういったところが主な業務になってくると考えております。

以上です。

○委員長（君島孝明君） 小野寺委員。

○委員（小野寺尚武君） 先ほどもお話のあった情報の発信というふうなお話がありましたけれども、この情報の発信というのは、どなたが発信する形になるのですか、大田原では。

○委員長（君島孝明君） 総務課長。

○総務課長（櫻岡賢治君） 最終的には市長ということになると思います。

以上です。

○委員長（君島孝明君） ほかに質疑がないようでありますので、質疑を終わります。

質疑が終わりましたので、意見があればお願いします。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（君島孝明君） 意見がないようでありますので、それでは採決いたします。

議案第50号につきまして、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（君島孝明君） 異議なしと認めます。

よって、議案第50号 大田原市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定については原案を可とすることに決しました。

◎議案第51号 大田原市特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（君島孝明君） 次に、日程第2、議案第51号 大田原市特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましても、本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。

総合政策部長。

○総合政策部長（佐藤英夫君） 議案第51号 大田原市特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、市長部局によって新たな職の設置等に伴い、関係部分を改正するものでございます。

詳細につきましては、総務課長よりご説明申し上げますので、よろしく申し上げます。

○委員長（君島孝明君） 総務課長。

○総務課長（櫻岡賢治君） タブレットの310ページになります。議案第51号 大田原市特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

タブレット312ページの議案書補助資料をごらんください。先ほどの議案第50号でご説明いたしました障害者差別解消支援地域協議会の新設に伴い、その委員の報酬を規定するほか、観光交流センター所長等の報酬を改定することに伴いまして、条例の一部を改正するものでございます。

それでは、新旧対照表で説明させていただきますので、タブレットの313ページをごらんください。別表第2条関係、「地域自立支援協議会委員」の項の次に「職名、障害者差別解消支援地域協議会委員」を加え、報酬額を月額6,400円といたします。報酬額につきましては、地域自立支援協議会委員の報酬等を勘案して同額としたものでございます。

次に、観光交流センター所長の報酬を「月額20万円以内で市長が定める額」から「月額25万円以内で市長が定める額」に改正するものであります。改正理由としましては、観光交流センター所長が観光の拠点となる市の施設の管理者でありまして、観光情報の提供、地元物産、特産品等の紹介、観光客等の休憩及び交流活動のほか観光協会を指導する立場にありまして、観光協会の種々の業務支援を行っております。各種会議やイベントのために休日勤務や夜間勤務の日数が多いことから、その勤務実態を勘案して改正するものでございます。

311ページへ戻りまして、附則といたしまして、この条例は、29年7月1日から施行する旨規定いたします。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（君島孝明君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

滝田委員。

○委員（滝田一郎君） ちょっと生々しい質問をさせていただきますけれども、月額25万円以内で市長が定める額ということなのですが、従来市ではこういった場合に、この以内の部分というか、この金額がイコール市長が定めた額というふうになっているのが通例なのでしょうか、それとも個別にに応じて今まで従来変えてきたのか、あるいは今回この25万円以内という場合に、執行部としては、この上限を想定しているのかお伺いします。

○委員長（君島孝明君） 総務課長。

○総務課長（櫻岡賢治君） 基本的には、その上限が25万円以内ということですから、それが上限ということになると思います。ただ、では過去にどうだったのかということになりますと、過去にその上限よりも下げて任用したということもございます。それは、この観光交流センターでいいますと所長と事務長ということがございますけれども、事務長であった方がいらっしゃいますけれども、その方の場合に月額報酬が事務長よりも若干安かったということもございます。

以上です。

○委員長（君島孝明君） 滝田委員。

○委員（滝田一郎君） 今回の件では、上限で一応やっていくということなのでしょうか。スタート、これ途中からやるので、年度途中なので、緊急を要して今回提案だと思うので、ということなので、もう25万円という想定で今回提案しているのかどうかお願いします。

○委員長（君島孝明君） 総務課長。

○総務課長（櫻岡賢治君） 上限25万円と考えております。

以上です。

○委員長（君島孝明君） 小野寺委員。

○委員（小野寺尚武君） 本会議でも出たかと思うのですがけれども、私ちょっとうっかりしてお聞きするのでございますけれども、これ従来の地域自立支援協議会と障害者差別、今回新たに新設された委員会、これと同じ方が委員に当たるということもあり得るのかなど。その話が出たと思うのですがけれども、この場合は別々に報酬をいただくという形でよろしいのですか。

○委員長（君島孝明君） 総務課長。

○総務課長（櫻岡賢治君） メンバーは、その自立支援協議会のメンバーにプラス警察関係者と消防関係者ということになっております。ですから、メンバーは一部は違いますけれども、会議については別々に行いますので、報酬は別ということになります。

○委員長（君島孝明君） 滝田委員。

○委員（滝田一郎君） ちょっと今の関連なのですけれども、公職の方は通常支出しないのかなというふう
に私認識していたのですけれども、それは今の話からいくと支出するようにも聞こえたのですけれども、それは通常市のこういう場合は、支払いしているのですか。

○委員長（君島孝明君） 総務課長。

○総務課長（櫻岡賢治君） 先ほどもありましたけれども、20人のメンバーの中には公職の方がいらっしゃいます。予算を見れば13名ということになっていきますので、公職の方は支出しておりません。

以上です。

○委員長（君島孝明君） ほかに質疑はないようでありますので、質疑を終わります。

質疑が終わりましたので、意見があればお願いします。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（君島孝明君） ないようでありますので、それでは採決いたします。

議案第51号につきまして、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（君島孝明君） 異議なしと認めます。

よって、議案第51号 大田原市特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については原案を可とすることに決しました。

◎議案第52号 大田原市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（君島孝明君） 次に、日程第3、議案第52号 大田原市手数料条例の一部を改正する条例の制定
についてを議題といたします。

この件につきましても、本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。

財務部長。

○財務部長（後藤厚志君） 議案第52号 大田原市手数料条例の一部を改正する条例の制定について、この
案件につきましては、建設部建築指導課の取り扱う手数料の改正でございます。

詳細につきましては、財政課長よりご説明いたします。

○委員長（君島孝明君） 財政課長。

○財政課長（小林敏泰君） タブレット314ページになります。議案第52号 大田原市手数料条例の一部を改
正する条例の制定についてご説明いたします。

次のページ、議案書315ページをごらんください。今回の改正は、条例第2条で手数料を徴収する事務及
びその金額を定めている別表の改正であります。主な改正点は2点であり、1点目は88の項に非住宅部分
（モデル建物法）について、床面積の合計の区分に応じた金額を規定、追加するものであります。低炭素

建築物新築等計画の認定の申請に対する審査をする前に、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に定める基準により審査することになりますが、他の機関が交付する適合している旨を証する書類というのがあるのですが、その添付がない場合の、ない建物の非住宅部分について、簡便な方法であるモデル建物法での算定方法が法律上認められるようになりましたので、手数料規定を新たに設けるものです。

次に、2点目ですけれども、89の項の次に建築エネルギー消費性能適合判定に関する3つの項と、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等に関する3つの項、合わせて6つの項を追加するものです。これにつきましては、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条の規定により、平成29年、ことしの4月1日から一定規模以上の非住宅建築物の新築及び増改築の際に適合性の判定を受けることが義務づけられましたので、手数料規定を新たに設けるものです。同じく、同法の第29条及び第36条の規定により、全ての建築物の新築及び増改築の際に、向上計画の認定及び基準に適合していることの認定を申請できるようになりましたので、手数料規定を新たに設けるものです。これらの認定を受けると、建築物の容積率の緩和の特例や省エネ建築物適用認定表示を受けることができますようになります。

それでは、新旧対照表337ページのほうからそれぞれについてご説明いたします。まず、337ページの別表88の項において、これまで非住宅について、低炭素建築物新築等計画の認定を申請する際に、算定方法に区分はございませんでした。今回、簡便な方法であるモデル建物法が認められましたので、新たに手数料を規定するものです。モデル建物法につきましては、これまでのものに比べ審査に要する労力等が少ないことから、面積区分で規定する手数料を全ての区分で低い金額となっております。

次のページに行きまして、そこには標準入力法、主要室入力法で算定した場合の金額を指定しておりますけれども、これにつきましては、内容的には改正前の内容と同じとなっております。モデル建物法というものに対して先ほどの名前のもが名称だけ変わったということです。

次に、追加しました別表90の項から95項のほうについて順次ご説明いたします。340ページから343ページ、90の項につきましては、非住宅建築物の新築及び増改築の際に適合性を判定する手数料を規定しております。3つの要素で金額は分けております。1つ目は用途で、工場等の用途の場合と工場等以外の用途の場合に分けており、工場とは簡単なつくりであることから低い金額としております。2つ目は算定方法で、モデル方法と標準入力法及び主要室入力法に分けております。これは、繰り返しになりますけれども、モデル建物法の審査に要する労力が少ないことから低い金額としております。3つ目は面積で、ごらんのとおり5つの区分でし、面積が大きいほど高い額となっております。

続きまして、343ページからは91の項は、計画変更の申請を審査する手数料を規定しております。これは、90の項の計画を変更ですから、90の項に規定する金額の2分の1という額としております。

146ページから148ページには92の項におきましては、既に90の項で適合であることの判定を受けた計画に変更があり、その変更が軽微なものであることの証明を申請する際の手数を規定しており、91の項に規定する金額、2分の1ということです。と同額と定めております。

続いて、148ページから156ページ、93の項は、全ての建築物の新築及び増改築に当たり、建築物の容積率の緩和、特例を受けるため、計画の認定を申請する際の手数を規定しておりますが、3つの要素で金額を分けております。1つ目が適用をしている旨の証する書類が添付されているかどうか。2つ目が、1戸建てか共同住宅か非住宅の区分かの区分です。非住宅の部分がある建物につきましては、算定方法がモ

デル建物法か標準入力法、主要室入力法かでも分けております。3つ目が面積となります。わかりやすくまとめた表が336ページのほうにございます。ちょっとタブレットの336ページのほうを見ていただいて、こちらのほうに詳しくまとめております。ただ、この表にあります仕様標準という欄があるのですが、これにつきましては、93の項については適用しておりません。この表はちょっと別な、後で出てくるものにも兼用してございまして、この項では仕様基準のところは適用しておりません。また、タブレットのほうちょっと飛んで恐縮ですが、356ページのほうに行ってくださいまして、建築確認申請をあわせて申請する場合にあっては、一般の建築確認申請手数料と同額である。建築確認申請とこの適合あつての、両方一緒に出すときは、建築確認はもともとの金額と同額をいただきますというような規定です。

タブレット357ページから359ページ、94の項に行きまして、変更日程の申請を審査する際の手数料を規定してございまして、93の項に規定する金額、93の変更になりますので、93の項に規定する金額の2分の1と定めております。ただし、変更に合わせて新たに追加する部分につきましては、93の項に規定する金額と同額としております。また、タブレット359ページでは、先ほどと同じような中身なのですが、建築確認申請をあわせて申請する場合にあっては、一般の建築確認申請手数料と同額であることを定めております。

では、タブレット360ページから70ページ、ちょっと長いのですが、95の項につきましては、全ての建築物の新築及び増改築に当たり、省エネ建築物適合認定表示を受けるため、性能の認定を申請する際の手数料を規定してございまして、次の3つの要素で金額を分けております。1つ目は、適合している旨を証する書類が添付されているかいないか。添付されていない場合につきましては、添付されていない場合については、算定方法によっても分けております。2つ目が1戸建てか共同住宅か非住宅の部分かの部分です。3つ目が面積となります。これまでもちょっとおわかりやすくまとめますと、先ほどと同じように336ページのほうに戻っていただきまして、一覧表のとおり金額を規定してございまして、

今回の改正に当たりましては、手数料を規定するに当たり全て栃木県が定める額、栃木県のほうでも同じような条例と同じ要領を定めてございまして、栃木県と同じものの金額となっております。

それでは、議案書の改正条例のほう332ページに戻っていただきまして、附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行すると定めております。

以上で議案第52号の説明を終わります。

○委員長（君島孝明君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

小野寺委員。

○委員（小野寺尚武君） これを担当する職員、これら大変な事務かなと、こう思うのですが、これらについて直接議案には関係ない仕事で、対応する職員等の増加というのですかというようなお考えを伺います。

○委員長（君島孝明君） 財政課長。

○財政課長（小林敏泰君） 職員の増ということを示唆するのですが、確かに委員さんおっしゃられるように新しい法律、またかなり詳細な計算が必要なので、大変な労力になるかと思えます。ただ、申請件数なのですが、これが非常に少ないということで、適合判定のほうは、大田原市につきましては90の項、新たに追加するものについては、大田原市には4月、5月ありません。今のところ相談を受けている案件はなしということで、特になければ新庁舎のところで初めて適合、その審査をするということに

なります。また、93の項、容積率の緩和のほうは、栃木県でも4月、5月で各1件で合計2件しか出ていないのが現状です。表示のほうは、栃木県内でも95の項はゼロ件ということで、出てくれば委員さんおっしゃられるように非常に大変な事務なのですが、まずいろんなところの数が出ないということで、職員の増は考えておりません。

以上です。

○委員長（君島孝明君） ほかに質疑がないようでありますので、質疑を終わります。

質疑が終わりましたので、意見があればお願いします。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（君島孝明君） 意見がないようでありますので、それでは採決いたします。

議案第52号につきまして、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（君島孝明君） 異議なしと認めます。

よって、議案第52号 大田原市手数料条例の一部を改正する条例の制定については原案を可とすることに決しました。

◎陳情第4号 テロ等準備罪を新設する組織犯罪処罰法の改正に関する陳情書

○委員長（君島孝明君） 次に、日程第4、陳情第4号 テロ等準備罪を新設する組織犯罪処罰法の改正に関する陳情書についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局。

○事務局（藤田昌子君） ご説明いたします。

陳情第4号 テロ等準備罪を新設する組織犯罪処罰法の改正に関する陳情であります。平成29年5月25日に大田原市美原1丁目3311番地38、平和と健康を守る栃木県北市民ネットの石井良幸氏から提出がありました。

内容でございますが、6月今国会で審議中の案件でありましたが、先週末国会にて法案が可決された案件であります。テロ等準備罪は、平和安全保障関連法とも関連して戦争の準備につながり、国民の自由と人権を奪う危険性が高いと考え、テロ等準備罪を新設する組織犯罪処罰法の改正案について、これを廃案、あるいは慎重なる審議を求め、国に意見書の提出を求めるものであります。

以上です。

○委員長（君島孝明君） 説明が終わりましたので、これより審査を行います。

委員の皆様のご意見をお願いいたします。

小野寺委員。

○委員（小野寺尚武君） 大変関心のある陳情であります。既に国会で決まってしまった問題ですから、言いわけは別としまして、地方議会としましては、やはり国で決まったことでもありますから、またこれを陳情を受けてということは、今回の場合は見守るといような形で決でいいのではないかと思います。

○委員長（君島孝明君） ほかに意見がないようでありますので、審査を終わります。

それでは、採決いたします。陳情第4号 テロ等準備罪を新設する組織犯罪処罰法の改正に関する陳情書につきましては、不採択すべきものとするにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（君島孝明君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第4号 テロ等準備罪を新設する組織犯罪処罰法の改正に関する陳情書につきましては、不採択すべきものと決しました。

◎陳情第5号 市民5分間演説において関係する者への質問の許可を求める陳情

○委員長（君島孝明君） 次に、日程第5、陳情第5号 市民5分間演説において関係する者への質問の許可を求める陳情についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局。

○事務局（藤田昌子君） ご説明いたします。

陳情第5号 市民5分間演説において関係する者への質問の許可を求める陳情であります。平成29年5月30日に大田原市岡495番地の鈴木たかし氏から提出がありました。

内容でございますが、市民5分間演説は、市民の議会参加及び市民への説明責任を果たしていないため実施要綱によって関係する者への質問を許可する旨を要望するものであります。市民5分間演説の趣旨は、市民が議会で発言する機会を設け、議会への関心を高め、開かれた議会の実現のためであり、実施要綱第13条において、質疑応答は行わないことをうたっております。また、大田原市議会基本条例第1項の目的は、議会の活性化を図り、市民の負託に的確に応え、新たに開かれた議会運営を実現し、もって市民福祉の向上と市政の発展に寄与するために取り入れた意見を聞かせていただく場の提供であります。

以上です。

○委員長（君島孝明君） 説明が終わりましたので、これより審査を行います。

委員の皆様のご意見をお願いいたします。

小野寺委員。

○委員（小野寺尚武君） そもそもこの大田原市議会では、他の議会でも先駆けてやっているところもあるでしょうけれども、積極的にこの条例をつくったわけです。市民5分間演説ですけれども。ただ、質疑となりますと、やはり立場が変わるのではないかと、こういうことです。ですから、また別な意味で参加する、そして発言、質疑というのは、議員を通してとか、そういったことで私はやるべきではないかと思うのですけれども、直接その担当者に質疑をするということは、それとまだ時期尚早だし、今のところ必要ないだろうというふうには私は思います。

○委員長（君島孝明君） ほかに意見がないようでありますので、審査を終わります。

それでは、採決いたします。陳情第5号 市民5分間演説において関係する者への質問の許可を求める陳情につきましては、不採択すべきものとするにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○委員長(君島孝明君) 異議なしと認めます。

よって、市民5分間演説において関係する者への質問の許可を求める陳情につきましては、不採択すべきものと決しました。

◎陳情第6号 第一回議会報告会報告書に関する陳情

○委員長(君島孝明君) 次に、日程第6、陳情第6号 第一回議会報告会報告書に関する陳情についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

どうぞ。

○事務局(藤田昌子君) ご説明いたします。

陳情第6号 第一回議会報告会報告書に関する陳情ですが、平成29年5月30日に大田原市岡495番地の鈴木たかし氏から提出がありました。

内容でございますが、第1回議会報告会報告書は、市民への説明責任を果たしていないため、議会報告書及び大田原市議会ホームページ掲載の内容の訂正を求めるものであります。

議会だよりと議会報告書の出席者が一致しないとありますが、出席者は議会だよりのとおり全議員が出席しておりまして、議会報告書のほうでは役割分担された議員の名前のみが掲載されていたため、一致していないというふうになっているのかというふうに考えております。

以上です。

○委員長(君島孝明君) 説明が終わりましたので、これより審査を行います。

委員の皆様のご意見をお願いいたします。

高木委員。

○委員(高木雄大君) 先ほどの事務局の説明で、陳情者にはその旨を説明したのかどうか、ちょっとお伺いしたいのですが。

○委員長(君島孝明君) 事務局。

○事務局(藤田昌子君) 特にうちのほうからは説明をしてございません。

○委員長(君島孝明君) 小野寺委員。

○委員(小野寺尚武君) 課長にもう一度ちょっと詳しく、理解できない点があるものですから、陳情のです。もうちょっと内容を詳しくお聞かせ願いたいと思います。

○委員長(君島孝明君) 事務局。

○事務局(藤田昌子君) 内容につきまして、第一回議会報告会報告書は、市民への説明責任を果たしていないため、議会報告書及び大田原市議会ホームページ掲載内容の訂正を求めるものでありますというものです。

○委員長(君島孝明君) 小野寺委員。

○委員(小野寺尚武君) その訂正を求める、ホームページ等訂正を求めるといって、一致していない点と

というのは、ちょっと私わからないものですから、そこのところどのような陳情者のお考えなのか。

○委員長（君島孝明君） 事務局。

○事務局（藤田昌子君） 本人のほうにその一致していないというところで確認をとったところ、まず議員の参加者の人数が合っていない。議会だよりと議会報告書ということと、それから意見が、ご本人もこの議会報告会に出席されていたのだと思うのですが、出された意見が全て載っていないというふうなお話で、説明責任を果たしていないというふうな案件であります。

○委員長（君島孝明君） 小野寺委員。

○委員（小野寺尚武君） 私もちょうと理解できないのですが、全部載せていないとか、これ当然スペース的なこともありますし、また報告会というものは、まだ始まってこれから内容も充実してくるものと思っておりますし、ですからそこのところをちょっと私は、それぞれ全員が出て行くのであれば、それはわかるのですが、やはり日程的なことがありますし、その点からいってこれからの活動を見守っていただければ私はいいのではないかと、みんな熱心にこれからまた勉強していくのですから、と思えますけれども、なのでちょっとわからないで済みません。

○委員長（君島孝明君） 引地委員。

○委員（引地達雄君） この陳情は恐らく、全議員が出ているわけなのに、4カ所でやって、班別に我々やっているのです。それを誤解をしていると思うのです。全会場に全議員が出ていないという意味で言っていると思うのです。多分全会場に、課長言いましたよね、全会場にみんなが来ていないのでおかしいのではないかと。だから、我々は4班に分けてやって、サブ班と出ているのだと思います。その意味もあると思うのです。人数の関係も。

○委員長（君島孝明君） 前野委員。

○委員（前野良三君） 今に関連しているのですが、当日の割り当ての議員は、全ての方出席しています。あと、傍聴的な形で出席した人も、人によっては4会場全てに行っている方もいますので、あの人は来ていたのに当日名前が載っていないとか、その人数の差というのはそこではないかなと思うのです。サブ制度に今回とっていますけれども、前回はとっていませんでした。だから、今回についてはそういうことで、サブ制度。ただ、担当ですから、我々も担当者は、当日担当された方がこういうものには掲載されてよろしいのではないかと、当然小野寺委員が言われたように、紙面の関係がありますから、全て1から10まで、要望ということですが、そこではお答えはいたしませんというふうな形で前置きしながら多分お話し合いをしたかと思えます。そんな経過です。

○委員長（君島孝明君） 高木委員。

○委員（高木雄大君） 広報広聴委員会にて、その同じような内容というのをまとめて議長のほうに提出しているわけです。なので、載っていないということもあり得るかもしれないということ、私は思っております。

○委員長（君島孝明君） 事務局。

○事務局（藤田昌子君） 先ほどの鈴木氏に内容、説明責任を果たしていないという中で、幾つか意見が報告会の際に参加した市民のほうから意見を出されたということで、それに対する後で後日回答するということで、その回答もちゃんと載っていないのではないかと、ということでありまして、ただ今議員の皆さんの

大部分が触れていましたように、議会報告では多数の意見が出ていただいて、中には今議員さんのほうから出ましたように、類似内容や特定地域の問題等も多数出ており、執行権のない議会としては、全ての意見に対してイエス、ノーの回答をすることができないものでありますので、その辺も鈴木さんのほうで誤解をされているのではないかというふうに感じております。

○委員長（君島孝明君） 小野寺委員。

○委員（小野寺尚武君） 課長のおっしゃったのはよくわかりました。ただ、先ほど申したように、第1回ということで、これから内容も充実して、あとそういった意見も出されたということも、市民からです。念頭に置いて今後も私は進めていくと言えいいのではないかと思いますのですが、やはり全部それぞれ意見が出たのを出してということは、ちょっと無理な面もあるでしょうけれども、極力いただいたご意見に沿うように努力をしていくということは、決して無理するわけではないですから、私はそれで今後見守っていただきたいと、このように思いますけれども、それでよろしいのではないかと思いますけれども。

○委員長（君島孝明君） それでは、ほかに意見がないようでありますので、審査を終わります。

それでは、採決いたします。陳情第6号 第一回議会報告会報告書に関する陳情につきましては、不採択すべきものとするにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（君島孝明君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第6号 第一回議会報告会報告書に関する陳情につきましては、不採択すべきものと決しました。

（「委員長、よろしいですか」と言う人あり）

○委員長（君島孝明君） 小野寺委員。

○委員（小野寺尚武君） 今協議いたしました意見というものは、私は相当重いだらうと、このように思いますので、その点、そういった意見も出されたということを報告していただければありがたい。

○委員長（君島孝明君） 了解しました。

事務局、意見もございましたということの報告を。

◎散 会

○委員長（君島孝明君） 以上で当委員会に付託されました案件については全て終了いたしました。

これにて本日は散会いたします。

午前11時55分 閉会

総務常任委員長